

**改正**

平成4年6月29日条例第29号

平成17年9月30日条例第109号

奈良市ならまち格子の家条例

(目的及び設置)

**第1条** 本市を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するとともに、町並み保全に資するため、格子の家を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 格子の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市ならまち格子の家	奈良市元興寺町44番地

(事業)

**第3条** 格子の家においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活民具、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。
- (2) 観光の案内に関すること。
- (3) その他格子の家の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

**第3条の2** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる格子の家の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 格子の家の利用制限に関すること。
- (3) 格子の家の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、格子の家を管理しなければならない。

(開館時間)

**第3条の3** 格子の家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第3条の4** 格子の家の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月26日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

**第4条** 格子の家においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。

(2) 指定場所以外で喫煙、たき火等の火気を取り扱うこと。

(3) 落書き等により、施設等を汚損すること。

(4) 広告若しくはこれに類する張り紙等をし、又は配布すること。

(5) その他指定管理者が管理上支障があると認めること。

(損害賠償)

**第5条** 格子の家の施設等をき損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成4年6月29日条例第29号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年9月30日条例第109号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。